

平成26年度 事務事業評価シート

平成25年度に実施した事業を評価しています

事務事業名称	緑化推進事業						継続		
コード	25	-	48	-	04	-	00	予算事業名	緑化推進
担当部署	環境部	環境政策課			みどりの担当			予算事業コード	会計 10 款 04 項 01 目 12

1. 事業の位置付けと関連計画、関連事業等

第三次川越市総合計画上の位置付け(太枠内)	位置付けなしの場合	法令による実施義務	義務ではない	
基本目標(章)	5章	人と自然がともに生きる、地球環境にやさしいまち	実施計画事業名	緑化推進
方向性(節)	3節	環境保全対策の推進	個別計画等の名称	川越市緑の基本計画 第二次川越市環境基本計画
施策	1	自然環境の保全	当事業に関連する事務事業	なし
細施策	2	緑の創出		
事業実施の根拠となる法令・条例等	なし			

2. 事業の目的と概要

事業の目的 (誰・何を対象に、何のために実施するのか)	市民が真に生活の豊かさを実感でき、快適で安全な生活を送るために都市の緑化を進めることを目指す。
事業の概要 (活動内容、実施手段・方法など)	自治会・ボランティア団体の協力を得て、苗木配布、花いっぱい運動、緑の募金を使った緑化、緑のカーテンの普及促進、生け垣設置・屋上緑化等補助金等の事業を実施する。

3. 実施にかかるコストと実績

(単位:千円)

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
予算額	10,751	9,740	10,014	9,575	7,969	
(26年度予算額大幅増/減の理由)						
事業費 A	8,901	6,381	7,517	7,504	7,969	7,421
人件費 B	1,467	1,467	1,467	1,467	1,467	1,467
総コスト(C = A + B)	10,368	7,848	8,984	8,971	9,436	8,888
正規職員(1年間の従事人数)	0.20人	0.20人	0.20人	0.20人	0.20人	0.20人
臨時職員(1年間の従事人数)						
国県支出金 D						
その他特定財源 E						
市の財政負担(= C - D - E)	10,368	7,848	8,984	8,971	9,436	8,888

26年度、27年度の事業費、人件費は見込額  
臨時職員の給与も、人件費に含みます。

4. 成果指標・活動指標による分析

評価指標	単位	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度目標値	将来目標値
成果	緑化本数	1,661	1,269	2,036.0	(目標) 1,000.0 (実績) 1,643.0	1,643.0	27年度 1,000.0
	指標の定義・説明	各年度の緑化本数					
成果	市民花壇指定箇所数	53.0	57.0	61.0	(目標) 66.0 (実績) 63.0	66.0	27年度 78.0
	指標の定義・説明	制度開始からの指定箇所数					
成果	公共施設緑のカーテンモデル箇所数	28.0	59.0	77.0	(目標) 77.0 (実績) 90.0	90.0	27年度 90.0
	指標の定義・説明	事業開始からの設置箇所数(自治会館等含む)					
活動	緑化に関する市民啓発実施回数	1.0	1.0	1.0	(目標) 3.0 (実績) 3.0	4.0	27年度 5.0
	指標の定義・説明	各年度の実施回数					

指標に基づく評価

緑化本数が減っているのは、苗木配布本数を年々減らしてきているためである。市民花壇の設置箇所数、公共施設緑のカーテンモデル箇所は順調に増加している。

5. 事業の実施を通じた分析

(1) 現在の課題と状況	有効性に課題
一般家庭でも手軽に取り組める「緑のカーテン」の普及促進や、自治会などの地域の人たちがまちなかで花の世話をする「市民花壇指定」等に特に力を入れて、緑化の推進を図っている。また、緑の募金の活用による緑化を進めている。市民花壇指定は順調に数を増やしているが、コストが上昇していくので、実施方法を考える必要がある。	
(2) 比較参考値(他市での類似事業の例など)	
市民花壇指定 : 川口市、さいたま市、戸田市、草加市、坂戸市ほか 生け垣設置補助: 川口市、狭山市、戸田市、入間市、坂戸市、ふじみ野市ほか 緑のカーテン普及: 川口市、熊谷市、鶴ヶ島市ほか	
(3) 事業を廃止・縮小したときの影響	
地球温暖化防止やヒートアイランド現象の緩和の効果や、市民に安らぎや潤いを与えてくれる空間の減少につながる。また、第三次川越市総合計画などの上位計画の目標を達成できなくなる。	

# 平成26年度事務事業評価 方向性提示シート

所管部署		環境部				環境政策課	みどりの担当
事務事業名称		25	48	04	00	緑化推進事業	
今後3年間の方向性	26年度	継続					
	27年度	継続					
	28年度	継続					

## ○川越市生け垣設置補助金交付制度 概要

### 1. 目的

本制度は、みどり豊かなまちづくりを目指すとともに、災害によるブロック塀等の倒壊の発生を防止するため、生け垣を設置する場合や既存のブロック塀等を生け垣に作る方に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

### 2. 補助金概要

- ・生け垣の長さ（1m未満切り捨て）に1mあたり3,600円を乗じて得た額と実費額の二分の一（千円未満切り捨て）のいずれか少ない額。（限度額72,000円）
- ・ブロック塀等の長さ（1m未満切り捨て）に1mあたり3,600円を乗じて得た額と実費額の二分の一（千円未満切り捨て）のいずれか少ない額。（限度額72,000円）

### 3. 補助実績内訳

年 度	件 数	交付決定補助金額（円）	摘要
2 1	9	4 3 1, 0 0 0	
2 2	3	9 3, 6 0 0	
2 3	4	2 1 9, 6 0 0	既存塀撤去補助1件
2 4	2	1 4 4, 0 0 0	
2 5	4	2 3 1, 0 0 0	既存塀撤去補助1件
合計	2 2	1, 1 1 9, 2 0 0	

### 4. 県内市町村の状況

埼玉県内63市町村のうち、23市町村（36.5%）で補助を実施  
（未実施：40）

## ○川越市屋上緑化・壁面緑化補助金交付制度 概要

### 1. 目的

本制度は、地球温暖化やヒートアイランド現象といった環境問題の改善に向けて、屋上緑化や壁面緑化を行う市民や事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

### 2. 補助金概要

- ・市街化区域内の建築物で、新たに屋上緑化・壁面緑化を行う事業。または、既存の屋上緑化・壁面緑化の全面改修を行う事業。
- ・屋上緑化：18,000円に緑化面積を乗じて得た額と、補助対象経費に1/2を乗じて得た額のいずれか小さい額  
(交付限度額360,000円)
- ・壁面緑化：4,500円に補助資材の設置面積を乗じて得た額と、補助対象経費に1/2を乗じて得た額のいずれか小さい額  
(補助資材設置型) (交付限度額90,000円)
- ・壁面緑化：9,000円に植栽延長距離を乗じて得た額と、補助対象経費に1/2を乗じて得た額のいずれか小さい額  
(つる性植物下垂型) (交付限度額180,000円)

### 3. 補助実績内訳

年 度	件 数	交付決定補助金額 (円)	摘要
21	2	540,000	
22	2	373,000	
23	2	379,600	
24	0	0	
25	0	0	
合計	6	1,292,600	

### 4. 県内市町村の状況

埼玉県内63市町村のうち、4市町村(6.3%) (川越市・さいたま市・川口市・戸田市) で補助を実施 (未実施：59)

## 川越市生け垣設置補助金交付要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、みどり豊かな都市環境の形成を図り、併せて災害によるブロック塀等の倒壊の発生を防止するため、生け垣を設置しようとする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、川越市補助金等の交付手続等に関する規則(昭和五十四年規則第九号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。(補助対象者)

第二条 この要綱に基づく補助の対象者は、本市に居住し、かつ、住民基本台帳等に記載されている者であって、次条に定める要件を満たす生け垣を設置しようとする者とする。

(生け垣の要件等)

第三条 補助金の交付の対象となる生け垣等の設置要件は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に適当と認められたものについては、補助金の交付対象とすることができる。

一 補助対象者が現に居住している家屋の敷地に設置するものであること。ただし、同一敷地内において一回を限度とし、既存の生け垣を取り壊して設置する場合は、対象外とする。

二 道路(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項の道路又は同条第二項の規定により道路とみなされたものをいう。以下同じ。)に三メートル以上面しているものであること。

三 道路の境界線又は法第四十二条第二項の規定により道路の境界線とみなされた境界線から  
○・三メートル後退した線の家屋側に沿って設けること。

四 生け垣と道路の間にブロック塀、フェンス等その他の工作物が存在しないこと。

五 ブロック、コンクリート、石等による盛土基礎上に生け垣を設置する場合の当該盛土基礎  
は、宅地地盤面からの高さが○・五メートル以下であること。

六 樹木の高さが一メートル以上で、かつ、植栽本数が一メートル当たり三本以上であること。

七 樹木の種類は、生け垣に適したものであること。

2 設置した生け垣は、保護及び育成に努め、五年以上適正に管理しなければならない。

(補助金の額)

第四条 補助金の交付の額は、次に掲げる補助の金額の合計額とする。

一 生け垣造成補助 生け垣の長さ(一メートル未満の端数は、切り捨てるものとする。)に  
一メートル当たり三千六百円を乗じて得た額と実費額の二分の一(千円未満の端数は、切り  
捨てるものとする。)のいずれか少ない額。ただし、七万二千円を限度とする。

二 生け垣造成のためのブロック塀等(ブロック塀、コンクリート塀、石塀又はれんが塀で、  
地盤面からの高さが○・五メートル以上のものをいう。以下同じ。)撤去補助 ブロック塀  
等の長さ(一メートル未満の端数は、切り捨てるものとする。)に一メートル当たり三千六  
百円を乗じて得た額と実費額の二分の一(千円未満の端数は、切り捨てるものとする。)の  
れか少ない額。ただし、七万二千円を限度とする。

(申請書の様式等)

第五条 規則第四条第一項の申請書の様式は、様式第一号のとおりとし、その提出期限は、当該補助事業を開始しようとする日(既存のブロック塀等を撤去する必要があるときは、当該ブロック塀等を撤去する日)の十日前とする。この場合において、敷地の所有者が申請者と異なるときは、当該所有者の生け垣設置承諾書(様式第二号)を添付しなければならない。

(交付決定通知書の様式)

第六条 規則第七条の交付決定通知書の様式は、様式第三号のとおりとする。

(計画の変更等)

第七条 前条の規定により補助金交付の決定の通知を受けた者は、当該決定に係る生け垣の設置事業の計画の変更又は中止をしようとするときは、遅滞なく、生け垣設置計画変更・中止承認申請書(様式第四号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(報告書の様式等)

第八条 規則第十三条の報告書の様式は、様式第五号のとおりとし、その提出時期は、生け垣の設置完了後二十日以内とする。

2 規則第十三条の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 工事代金の請求書又は領収書の写し

二 工事内訳明細書の写し

三 完成写真

(補助金の交付等)

第九条 市長は、前条の報告書の審査及び生け垣の検査を行い、第三条に規定する設置要件に適合すると認めるときは、補助金を交付し、生け垣設置補助金確定通知書(様式第六号)により通知するものとする。

(生け垣等の管理)

第十条 補助金の交付を受けた者は、生け垣の保護及び育成に努め、道路への侵害のないよう樹形を定め、定期的なせんてい及び消毒等、適正な管理を行わなければならない。

(状況報告)

第十一条 市長は、必要があると認めるときは補助金の交付を受けた者に対し、状況報告を求めることができる。

(その他)

第十二条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成九年四月一日から施行する。

附 則

この告示は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則

この告示は、平成十九年四月一日から施行する。



附 則

この告示は、平成二十二年四月一日から施行する。



## 川越市屋上緑化等補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市街地における緑化を推進するとともに、地球温暖化の防止及びヒートアイランド現象の緩和に寄与するため、建築物の屋上又は壁面を緑化する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、川越市補助金等の交付手続等に関する規則(昭和54年規則第9号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 屋上緑化 建築物の屋上又は屋根のないベランダに固定式の植栽基盤を整備し、緑化するものをいう。
- (2) 壁面緑化 建築物の外壁面に補助資材を設置しつる性植物等を登はん等させ、又は建築物の外壁面に連続する位置に固定式の植栽基盤を整備しつる性植物を下垂させ緑化するものをいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、本市の市街化区域内における建築物で、新たに屋上緑化又は壁面緑化(以下「屋上緑化等」という。)を施工し、又は既に施工されているものを全面改修する事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業については除くものとする。

- (1) 国、地方公共団体その他これに準ずる団体が行う事業
- (2) 他の制度で同様の補助を受ける事業
- (3) 本制度による補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から5年未満の事業
- (4) 屋上緑化等の資材の販売促進等のために見本施設を設置する事業

( 補助要件 )

第 4 条 補助の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 屋上緑化等を施工する建築物については、建築基準法その他の法令等に適合するものであること。
- (2) 屋上緑化については、3 平方メートル以上の面積を緑化すること。
- (3) 壁面緑化については、次に掲げるとおりとする。
  - ア 補助資材を設置しつる性植物等を登はん等させて緑化する場合 当該補助資材の設置面積が3 平方メートル以上であること。
  - イ 建築物の外壁面に連続する位置に固定式の植栽基盤を整備しつる性植物を下垂させて緑化する場合 当該植栽基盤の延長距離が3 メートル以上で、かつ、植栽本数が1 メートル当たり3 本以上であること。

( 補助対象経費 )

第 5 条 補助の対象とする経費は、別表第 1 のとおりとする。

( 補助金 )

第 6 条 前条の経費に対する補助額は、別表第 2 のとおりとする。

( 申請書の様式等 )

第 7 条 規則第 4 条第 1 項の申請書は、川越市屋上緑化等補助金交付申請書( 様式第 1 号 ) によるものとする。

- 2 前項の申請書の提出期限は、当該年度の 1 月 3 1 日までの日で、かつ、当該事業を開始しようとする日の 2 0 日前までとする。ただし、市長が必要と認める場合は、提出期限を変更することができる。
- 3 規則第 4 条第 2 項第 5 号に規定する市長が定める事項を記載した書類は、建築物の種類に応じ、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 新築又は増改築建築物
  - ア 案内図
  - イ 施工計画図
  - ウ 補助対象経費の見積書の写し
  - エ その他市長が必要と認めるもの
- (2) 既存建築物
  - ア 案内図

- イ 施工前の現況カラー写真
- ウ 施工計画図
- エ 補助対象経費の見積書の写し
- オ 区分所有者の同意を示す書類（分譲の集合住宅の場合）
- カ その他市長が必要と認めるもの

4 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項を記載した書類は、添付することを要しない。

（交付決定通知書の様式）

第8条 規則第7条第1項の交付決定通知書は、川越市屋上緑化等補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

（計画変更等）

第9条 補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、屋上緑化等の計画を変更又は中止する場合は、速やかに川越市屋上緑化等計画変更・中止承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 計画の変更により、前項の申請書を提出する場合は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 計画変更後の施工計画図
- (2) 計画変更後の補助対象経費の見積書の写し
- (3) その他市長が必要と認めるもの

（報告書の様式等）

第10条 規則第13条の報告書は、川越市屋上緑化等補助事業実績報告書（様式第4号）によるものとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 施工後の現況カラー写真
- (2) 施工完成図
- (3) 補助対象経費の領収書及び明細書の写し
- (4) その他市長が必要と認めるもの

3 前2項の報告書等は、事業完了の日から起算して30日以内又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

( 確定通知書 )

第 1 1 条 規則第 1 4 条第 1 項の規定により補助金の額を確定し、通知するとき、川越市屋上緑化等補助金交付額確定通知書 ( 様式第 5 号 ) によるものとする。

( 補助金の交付 )

第 1 2 条 前条の通知を受けた補助事業者等は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに川越市屋上緑化等補助金交付請求書 ( 様式第 6 号 ) を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書が提出された後、補助金を交付するものとする。

( 完成後の維持管理 )

第 1 3 条 補助事業者等は、補助事業等が完了した日の属する年度の翌年度から 5 年間善良な管理者の注意をもって、屋上緑化等の維持管理及び安全管理に努めるとともに、撤去してはならない。

( 状況報告 )

第 1 4 条 市長は必要があると認めたときは、補助事業者等に対し、屋上緑化等の管理状況の報告を求め、適正な維持管理等について助言することができる。

( 書類の整備等 )

第 1 5 条 補助事業者等は、補助事業等に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から 5 年間保管しなければならない。

( その他 )

第 1 6 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 1 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 ( 第 5 条関係 )

緑化種別	対象経費
屋上緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 土壌、防根層、排水層、透水層、縁材等植栽基盤の整備に要した経費</li> <li>(2) 灌水用の水道設備、自動灌水機及び雨水貯留設備の整備に要した経費 (川越市雨水対策施設設置補助金交付要綱に基づく補助を受ける雨水貯留設備については、補助の対象経費としない。)</li> <li>(3) 排水設備の整備に要した経費</li> <li>(4) 植物(樹木、地被植物、宿根草、コケ、セダム等で、一・二年草は除く)、支柱、肥料、土壌改良剤等植栽に要した経費</li> <li>(5) 土壌の飛散及び乾燥防止のためのマルチングに要した経費</li> <li>(6) 屋上緑化資材の運搬に要した経費</li> </ul>
壁面緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 補助資材の整備に要した経費</li> <li>(2) 植栽基盤(土壌、固定式のプランター、プランター固定器具等)の整備に要した経費</li> <li>(3) 灌水用の水道設備、自動灌水機及び雨水貯留設備の整備に要した経費 (川越市雨水対策施設設置補助金交付要綱に基づく補助を受ける雨水貯留設備については、補助の対象経費としない。)</li> <li>(4) 排水設備の整備に要した経費</li> <li>(5) 植物(一・二年草は除く)、肥料、土壌改良剤等植栽に要した経費</li> <li>(6) 土壌の飛散及び乾燥防止のためのマルチングに要した経費</li> <li>(7) 壁面緑化資材の運搬に要した経費</li> </ul>
備 考	<p>維持管理上必要のない施設や装飾(ベンチ、テーブル、サンシェード、灯籠、照明器具等)は補助の対象としない。</p>

別表第2（第6条関係）

緑化種別	補助金の額
屋上緑化	18,000 円に緑化面積（平米換算し、小数点以下切捨て）を乗じて得た額と、補助の対象とする経費に 1 / 2 を乗じて得た額のいずれか小さい額を補助金額とする。ただし、360,000 円を限度とする。
壁面緑化	<p>(1) 補助資材を設置しつる性植物等を登はん等させる壁面緑化の場合、4,500 円に補助資材の設置面積（平米換算し、小数点以下切捨て）を乗じて得た額と、補助の対象とする経費に 1 / 2 を乗じて得た額のいずれか小さい額を補助金額とする。ただし、90,000 円を限度とする。</p> <p>(2) つる性植物を下垂させる壁面緑化の場合、9,000 円に植栽延長距離（メートル換算し、小数点以下切捨て）を乗じて得た額と、補助の対象とする経費に 1 / 2 を乗じて得た額のいずれか小さい額を補助金額とする。ただし、180,000 円を限度とする。</p>
<p>備考</p> <p>(1) 補助金の額については、緑化種別ごとに算定するものとする。</p> <p>(2) 補助金の額について、100円未満は切り捨てるものとする。</p> <p>(3) 壁面緑化について、補助資材を設置しつる性植物等を登はん等させるものと、つる性植物を下垂させるものとを重複して補助を受けることはできないものとする。</p>	



様式第1号（第7条関係）

川越市屋上緑化等補助金交付申請書

年 月 日

（提出先）

川 越 市 長

住所  
申請者 氏名 印  
電話

下記により川越市屋上緑化等補助金の交付を受けたいので、川越市補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

種 別	屋上緑化 ・ 壁面緑化			
建 築 物	所在地	川越市		
	用 途			
	名 称			
	種 類	新 築 ・ 増改築 ・ 既存建築物		
緑化の内容	緑化面積等	屋上緑化	m <sup>2</sup>	
		壁面緑化	補助資材設置	m <sup>2</sup>
			下垂型植栽延長	m
施工期間	年 月 日から 年 月 日まで			
設置方法	新 設 ・ 改 修			
施 工 者	本人施工 ・ 工事依頼（業者名： ）			
関係書類	(1) 案内図 (2) 施工前の現況カラー写真 既存建築物の場合 (3) 施工計画図 (4) 補助対象経費の見積書の写し (5) 区分所有者の同意を示す書類 分譲の集合住宅の場合 (6) その他市長が必要と認めるもの			

緑化面積等を記入する場合、小数点以下切捨てとする。

様式第2号(第8条関係)

川 収第 号  
平成 年 月 日

川越市屋上緑化等補助金交付決定通知書

様

川 越 市 長

平成 年 月 日付けで申請のあった川越市屋上緑化等補助金については、下記のとおり交付します。

記

認定番号	第 号
交付決定額	金 円

補助金交付の条件

建築物の所在地	川越市		
建築物の用途			
建築物の名称			
建築物の種類	新 築 ・ 増改築 ・ 既存建築物		
緑 化 の 内 容	種 別	屋上緑化 ・ 壁面緑化	
	緑化面積等	屋上緑化	m <sup>2</sup>
		壁面緑化	補助資材設置
	下垂型植栽延長		m
そ の 他	(1) 事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに報告書を提出してください。 (2) 補助金交付申請書の記載事項に変更があるときまたは事業を中止するときは、屋上緑化等計画変更・中止承認申請書を提出してください。		

様式第3号(第9条関係)

川越市屋上緑化等計画変更・中止承認申請書

平成 年 月 日

(提出先)

川 越 市 長

住所  
申請者 氏名 印  
電話

川越市屋上緑化等補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり屋上緑化等の計画変更・中止の承認を申請します。

記

区 分	計画変更(変更箇所)・計画中止			
認定番号	第 号			
種 別	屋上緑化 ・ 壁面緑化			
建 築 物	所在地	川越市		
	用 途			
	名 称			
緑化の内容	緑化面積等	屋上緑化	m <sup>2</sup>	
		壁面緑化	補助資材設置	m <sup>2</sup>
			下垂型植栽延長	m
施工期間	年 月 日から 年 月 日まで			
設置方法	新 設 ・ 改 修			
施 工 者	本人施工 ・ 工事依頼(業者名: )			
添付書類	(1) 計画変更後の施工計画図 (2) 計画変更後の補助対象経費の見積書の写し (3) その他市長が必要と認めるもの			

変更後の内容を記載してください。

緑化面積等を記入する場合、小数点以下切捨てとする。

様式第4号(第10条関係)

川越市屋上緑化等補助事業実績報告書

年 月 日

(提出先)

川 越 市 長

住所  
申請者 氏名 印  
電話

平成 年 月 日付け川 収第 号で補助金の交付決定の通知を受けた川越市屋上緑化等補助事業が完了しましたので、川越市補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

認定番号	第 号			
種 別	屋上緑化 ・ 壁面緑化			
建 築 物	所在地	川越市		
	用 途			
	名 称			
緑化の内容	緑化面積等	屋上緑化	m <sup>2</sup>	
		壁面緑化	補助資材設置	m <sup>2</sup>
			下垂型植栽延長	m
施工期間	年 月 日から 年 月 日まで			
設置方法	新 設 ・ 改 修			
施 工 者	本人施工 ・ 工事依頼(業者名: )			
工事金額	円			
関係書類	(1) 施工後の現況カラー写真 (2) 施工完成図 (3) 補助対象経費の領収書及び明細書の写し (4) その他市長が必要と認めるもの			

緑化面積等を記入する場合、小数点以下切捨てとする。

様式第5号(第11条関係)

川 収第 号  
平成 年 月 日

川越市屋上緑化等補助金交付額確定通知書

様

川 越 市 長

平成 年 月 日付けで報告のあった屋上緑化等補助金の交付については、下記のとおり交付額が確定しましたので、川越市補助金等の交付手続等に関する規則第14条の規定により通知します。

記

認定番号	第 号
交付確定額	金 円
積算基礎	
その他	補助事業者等は、補助事業等が完了した日の属する年度の翌年度から5年間善良な管理者の注意をもって、屋上緑化等の維持管理及び安全管理に努めるとともに、撤去してはなりません。

様式第6号(第12条関係)

川越市屋上緑化等補助金交付請求書

年 月 日

(提出先)

川 越 市 長

住所  
申請者 氏名 印  
電話

平成 年 月 日付け川 収第 号で川越市屋上緑化等補助金  
交付額について決定の通知を受けましたので、川越市屋上緑化等補助金交付要  
綱第12条の規定により、下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

認定番号	第 号	
請求額	金 円	
振込先	金融機関名	
	支店名	
	口座番号	
	貯金種別	
	口座名義	

## 緑化推進事業

### 苗木配布事業

イベント等を利用して、市民へ苗木の無料配布を行う。

当事業は、自治会連合会と協働で行っており、市の木カシ、市の花ヤマブキ、ブルーベリーなどを含め 5 種類程度を配布している。

制度開始（昭和 58 年度）から約 7 万本の苗木を配布（平成 25 年度末）

### 市民花壇指定事業（花いっぱい運動）

公園や道路等の公共施設の空きスペースを利用し、地域住民が主体的に草花の植え替えや維持管理を行う市民参加型の花壇を指定し、年 2 回（春と秋）季節の花苗を配布している。

制度開始（平成 11 年度）から 63 箇所を指定（平成 25 年度末）

### 緑の募金緑化事業

市民からの募金や埼玉県緑化推進委員会からの交付金を活用し、主に公共・公益施設の緑化を行う。

事業開始（平成 14 年度）から希望する市内の小中学校や集会所等の敷地において植栽工事を施工している。

### 緑のカーテン普及啓発事業

暑さ対策や節電対策として、公共施設等へ緑のカーテン（ゴーヤ等）を設置する。また、一般家庭や事業者へ普及啓発を図るため、講座やコンテストなどを行う。

事業開始（平成 17 年度）から 90 箇所の施設に設置し、各施設管理者において維持管理を行っている。（平成 25 年度末）

また、講座は、平成 24 年度から行い、各年 4 会場において開催し、毎年 100 名以上の市民が参加している。

コンテストは、市民や事業者から応募された中から優秀なものを表彰し、一層の啓発を図っている。

#### 生け垣設置補助金交付事業

市内の緑化や災害時の塀の倒壊を防止するため、一定基準を満たす生け垣を設置する方、またブロック塀から生け垣に変更し設置する方に対し、補助金を交付する。

制度開始（平成 9 年度）から約 190 件に交付し、延長にして約 2,500m が設置された。

#### 屋上緑化・壁面緑化補助金交付事業

地球温暖化やヒートアイランド現象といった環境問題の改善に向けて、一定基準を満たす屋上緑化・壁面緑化を設置する方に対し、補助金を交付する。制度開始（平成 18 年度）から 16 件に交付している。